

これまでの地方分権改革の成果

第一次分権改革

地方分権一括法の概要 (H11.7成立、H12.4施行 475本の法律を一括して改正)

- 機関委任事務制度 (知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み) の廃止と事務の再構成
- 国の関与の新しいルールの創設 (国の関与の法定化等)
- 権限移譲 例：農地転用(2～4ha)の許可権限(国→都道府県) 等

第二次分権改革

地方分権改革推進委員会の勧告	法的措置
地方に対する規制緩和 (義務付け・枠付けの見直し)	<p>第1次一括法 (H23.4成立)</p> <p>第2次一括法 (H23.8成立)</p> <p>第3次一括法 (H25.6成立)</p>
基礎自治体への権限移譲	<p>○ 義務付け・枠付けの見直し 勧告で示された4,076条項のうち、見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項を見直し(74%)</p> <p>○ 権限移譲 勧告で示された82項目に地方からの提案等を含めた105項目に対し、72項目を見直し(69%)</p>
国と地方の協議の場の法制化	国と地方の協議の場に関する法律(H23.4成立)
国から地方への事務・権限の移譲等 ⇒ 現在推進中	<p>H25.9 当面の方針(地方分権改革推進本部決定) (今後の予定)</p> <p>H25.12 見直し方針(閣議決定)</p> <p>H26 第4次一括法案(通常国会に提出)</p>

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する 当面の方針について【要旨】

<H25. 9. 13 地方分権改革推進本部決定>

1. 基本的考え方

- 個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要。
- これまで、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、義務付け・枠付けの見直し等を着実に実現。
- 引き続き地方分権改革を推進するため、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進。

2. 当面の方針

(1) 地方公共団体に移譲する方向の事務・権限(別紙1) : 44事項

※ 例：道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等

国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法を含め、検討・調整し、本年中に見直し方針として取りまとめ。

(2) 関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整をする事務・権限(別紙2) : 29事項

(各府省が移譲を検討中の事務・権限であって、地方がその関連する事務・権限の移譲等を求めているもの)

※ 例：医療法に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視

国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法に加え、関連する他の事務・権限の移譲の可否等を含め、検討・調整し、本年中に結論が得られたものについて、(1)の見直し方針に盛り込み。

(3) 移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限(別紙3) : 3事項

※ 例：ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供

(4) 引き続き検討・調整をする事務・権限(別紙4) : 24事項

(各府省が引き続き実施するなどとしている事務・権限であって、地方が移譲等を求めているもの)

※ 例：農地法に基づく農地転用の許可等

各府省と地方の意見を踏まえ、引き続き検討・調整し、本年中に結論が得られたものについて、(1)の見直し方針に盛り込み。

(5) 以上の結果、法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。

別紙に掲載された事務・権限の具体例

【別紙1】地方公共団体に移譲する方向の事務・権限（44事項）

府省	事務・権限	見直しの方向性
厚生労働省	医療法に基づく医療法人(広域)の設立認可・監督	都道府県に一律に移譲
厚生労働省	看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等	都道府県に一律に移譲
国土交通省	道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等	希望する市町村を基本として移譲

【別紙2】関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整をする事務・権限（29事項）

府省	事務・権限	地方と調整をする事項
厚生労働省	医療法に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視	左欄に掲げる事務・権限に加え、特定機能病院を称することの承認、改善命令等も移譲することの可否
経済産業省	割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収・立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、登録、改善命令、業務停止命令等も移譲することの可否
国土交通省	・直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等 ・直轄国道に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等	①移譲に伴う財源措置 ②関係市町村の意見の聴取・反映

【別紙3】移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限（3事項）

府省	事務・権限	見直しの方向性
厚生労働省	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	ハローワークの求人情報を地方公共団体に提供する取組を積極的に推進

【別紙4】引き続き検討・調整をする事務・権限（24事項）

府省	事務・権限
農林水産省	農地法に基づく農地転用の許可等

第30次地方制度調査会答申で示された 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について

○第30次地方制度調査会答申(要旨)(平成25年6月25日)

- ・指定都市と都道府県との「二重行政」の解消を図るために、まず、法定事務を中心に、都道府県が指定都市の存する区域において処理している事務全般について検討し、指定都市が処理できるものについては、できるだけ指定都市に移譲することによって、同種の事務を処理する主体を極力一元化することが必要。
- ・指定都市及び指定都市を包括する道府県の多くが移譲に賛成しているもの又は条例による事務処理の特例の活用により指定都市への移譲実績のあるもの等の事務については移譲することを基本として検討を進めるべき。

(参考)移譲対象事務の主な例

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定
- ・特別児童扶養手当の受給資格の認定
- ・市町村立小中学校の学級編制基準の決定、職員の定数決定、給与負担等

○第3回地方分権改革推進本部(平成25年9月13日)

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、国から地方への事務・権限の移譲等と併せて、次期通常国会に一括法案を提出することを基本として、地方分権改革推進本部において取り扱うことが了解された。

地方分権改革の総括と展望について

平成5年の衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」から今年で20年。地方分権改革は地方公共団体における実践の段階に入り、一定の成果が現れている。

- ・ 優良事例を収集し、課題を抽出するなどこれまでの取組を総括。
- ・ 上記の総括を踏まえ、分権改革の今後の展望を取りまとめ、今後取り組むべき方向性を明らかにする。
- ・ 併せて、国民・地方に改革の成果や優良事例を分かりやすく発信。

総括と展望のための取組

地方分権改革有識者会議(座長:神野直彦東大名誉教授)において、以下の調査審議を実施。

- ① 地方公共団体に対する調査
これまでの改革による成果の活用事例や課題を調査
- ② 学識経験者・地方六団体からのヒアリング

<今後のスケジュール>

12月 調査・ヒアリングを踏まえ、有識者会議において
中間取りまとめ

来年1～3月 地方からの意見聴取など

来年4～5月 **最終取りまとめ**

→ 今後取り組むべき方向性を明らかに

改革の成果の国民・地方へのPR

1 ホームページやSNSを活用したPR

- ・ 分権に関するホームページの再構築
- ・ Facebook、Twitter等による能動的な情報発信
(9月30日より開始)
- ・ 各地の分権改革の旗手のネットワーク化

2 地方の現場におけるPR

○ 有識者会議 地方懇談会（仮称）

趣旨： 地方からの意見聴取・自治体職員の啓発
時期： 来年1～3月

○ 地方分権改革シンポジウム（仮称）

趣旨： 国民に対して改革の取組や成果を広くPR
時期： 来年6～7月頃